

遠賀町農業委員会通信

第 5 号
平成 27 年 4 月 1 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

会長あいさつ

遠賀町農業委員会

会長 三原 高志



平成二十六年七月より十三名の新しい農業委員が選出されました。また新しい委員一同で、任期中の農業の活性化のために尽力して参る所存です。

さて、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しております。担い手不足や農業従事者の高齢化により、耕作放棄地も拡大する一方で、国の政策により法人化の推進や後継者の支援など様々な対策が講じられていますが、現場の状況はあまり変化が感じられません。これら課題に対し、これから五年、十年先の農業を見据え、自分たち地域の問題として農業委員会も真剣に取り組んでいく必要があります。

任期中、農家、関係者の皆様には何かとご苦労おかけすることもあるとは存じますが、農業振興のため、ご理解をいただき、なにとぞご協力をお願い致します。

農業委員紹介

※敬称は略します。() 内は担当地区

〔後列〕 右から

石松 守 (上別府)

安藤 敏生 (上別府)

古野 靖之 (虫生津)

高山 和幸 (尾崎)

矢野 卓雄

(広渡・遠賀川・旧停・松の本)

加藤 秀邦

(別府・千代丸・今古賀)

加藤陽一郎

(別府・千代丸・今古賀)

矢野 繁敏 (島津・若松)

〔前列〕 右から

森 昭徳 (浅木)

村田 謙午

(木守・老良)

会長

三原 高志 (鬼津)

副会長

安部喜美雄

(木守・老良)

二村 義信 (鬼津)



よろしくお願い致します。

J A 北九青年部遠賀支会
第一回遠賀町
かかしコンテスト



一〇月五日(日)に遠賀町役場駐車場で「2014 遠賀町かかしコンテスト」が開催されました。これは J A 北九青年部遠賀支会が企画、主催したもので、小学生や一般の参加約五〇組で田んぼの守り神かかしの出来具合を競うコンテストです。

訪れた方々は、思い思い、一所懸命に作られたかかしに、清き一票を投じたり、模擬セリに参加したり、遠賀町産農産物で作られたお好み焼きや米麺を食べたり、農業にふれあう一日となりました。来年はぜひ作り手となって参加してみたいかですか？



元気なちびっこ
農家修行

浅木小学校の生徒たちが、学校のそばにある田んぼで六月に田植え、十一月に稲刈りと体験をし、たわわに実った餅米を刈り獲ったあとは、後日おんがっぴーも飛び入り参加して、生徒みんなまで餅つきも行われました。ちびっこたちも農家修行を終え、この中から立派な農業後継者が誕生したらよいですね。



農業者年金に
加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなが助け合う農業者年金にあなただも加入しませんか？
詳しくは農業委員会事務局まで。

遠賀町産
なたね油をつかった
バウムクーヘン



遠賀町ブランド化事業で生産した遠賀町産菜種油を使用したほんのり菜種の香り漂うバウムクーヘンができました。ぜひ一度ご賞味ください。

＜お問い合わせ＞

アラバイザンヌ(虫生津) ☎293-6609

がんばれ、新米くん！フレッシュ応援団

硬派のつくる軟弱野菜！

寡黙に淡々と農作業をこなす新米農家、柴田尚武さんは、まっすぐな思いで農業とぶつかり合うガチガチな硬派。その眼光鋭い男が言葉少なにつくる軟弱野菜は、果たして顔をしかめるほどの苦いハウレンソウなのか？それとも...



柴田 尚武 さん

高齢化が進む若松にあって、頼もしい後継者が現れた。もともと農業とは縁のなかつた柴田尚武さんは、現在四一歳。新人としては決して若くないが、農業に対する情熱はまだまだ若い。そして、何より真面目だ。

農業への想いは水巻に住んでいた三〇代のサラリーマン時代からだが、当時は知識もなく、農地の確保が難しかった。その後ガラス関係の事業を始めたが、農業への想いが捨てきれず、一念発起して県の農業大学校に。一年間の修行生活で知識と技術を学び、普及センターの助けもあって、若松の農地にたどりついた。

現在のハウスを貸してくれたのは、同じ若松の舛添博孝さん。オヤジと呼んで師と仰ぐ舛添さんに二反のハウスを借りてのハウレンソウを軸に、この冬は四反の麦も撒いた。修行時代はトマト志望であったが、新規就農者にとっては、トマト



の経費が大きな負担となる。自分自身で経営をしっかりと見据え、軟弱野菜のハウス栽培に方向転換した。そんな尚武さんのそばには山田奈緒子さんという可愛い彼女がいる。実はこの二人を結びつけたのは、農業委員会。遠賀郡中間市の農業委員会で組織する上部組織で昨年三月に企画した農業後継者のための婚活イベントで知り合ったのがきっかけ。今では山田さんが香椎から農業のお手伝いに週に何度か通って来るほどの仲の良さ。

自分自身に厳しく硬派な分、彼女と野菜にやさしく。静かに育む甘みは、彼のひたむきな想いと努力から生まれてきたものに違いない。



山田奈緒子 さん

農地に関する手続き お気をつけください。

農地は厳しい農地法によって守られているため、改良や転用は、手続きが必要になります。悪質な場合は、罰せられることもありますので気をつけましょう。



県知事の許可が必要なもの

●農地法第4条に基づく農地転用
農地の所有者が農業以外の目的のために農地を転用する場合

●農地法第5条に基づく農地転用
農地の所有者とは別の方が農業以外の目的のために農地を転用する場合

※農地のかさ上げなど、農地改良も面積や規模によっては転用許可が必要になります。事前のご相談を。

農業委員会の許可が必要なもの

●農地法第3条に基づく農地の売買・贈与
農地のまま所有者以外の方に売買、または贈与する場合

届出でよいもの

●小規模の農地改良
面積1000㎡以下、高さ1m以内のかさ上げや湿田改良する場合

農地の相続

所有者が死亡し農地を相続する場合

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あつせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局（役場まちづくり課）までお気軽にご連絡ください。

農地中間管理事業を ご活用ください。

「規模拡大したいけど適当な農地を見つけれない。」といった規模拡大を希望する農家と、「農地を管理する人がいない。」と放置する農地を結びつけ、大事な農地を守るため、農地中間管理事業が始まっています。ご希望の方は農業委員会までお知らせください。

平成二十七年年度貸借料情報

平成二十六年の農地の貸し借りにかかる賃借料の平均額を参考としてお知らせします。

遠賀町全域

・現金の場合

(十アールあたり)

一万二千元

・物納支給の場合

(十アールあたり)

玄米五十キログラム

《編集後記》

柴田さん取材して、遠賀町の農業に期待もてる気がしてきました。〈安部喜美雄委員〉

年二回発行の通信ですが、編集委員として頑張つて努めますのでよろしくお願ひします。〈加藤陽一郎委員〉

